

法令および定款に基づく インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

全日本空輸株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.ana.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 64社
- ・主要な連結子会社の名称

エアーニッポン(株)
(株)エアージャパン
ANAウイングス(株)
(株)OCS
ANAセールス(株)
全日空商事(株)
(株)インフィニ トラベル インフォメーション
全日空システム企画(株)

- ・連結範囲の異動状況

新規：なし

除外：8社

(株)ANA&JPエクスプレス
エアーセントラル(株)
エアーネクスト(株)
(株)ANAグランドサービス千歳
(株)ANAグランドサービス中部
ANAセールス北海道(株)
ANAセールス九州(株)
ANAセールス沖縄(株)

連結子会社であった(株)ANA&JPエクスプレスは(株)エアージャパンに、エアーセントラル(株)、エアーネクスト(株)は、ANAウイングス(株) (株)エアーニッポンネットワークより商号変更)に、(株)ANAグランドサービス千歳はANA新千歳空港(株) (ANA千歳空港(株)より商号変更)に、(株)ANAグランドサービス中部はANA中部空港(株)に、ANAセールス北海道(株)、ANAセールス九州(株)及びANAセールス沖縄(株)は、ANAセールス(株)にそれぞれ吸収合併されて解散したことに伴い、連結の範囲から除外しました。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 43社
- ・主要な非連結子会社の名称
長崎空港給油施設㈱
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
25社
- ・主要な会社の名称
国内線ドットコム㈱
アビコム・ジャパン㈱
㈱ジャムコ

・持分法適用の異動状況

新規：1社 空港施設㈱

持分法非適用関連会社であった空港施設㈱は重要性が高まったことにより持分法適用関連会社としました。

除外：なし

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数
66社
- ・主要な会社の名称
大分空港給油施設㈱
- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、合計の連結子会社との取引高相殺消去後の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理

に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しています。

これによる当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WINGSPAN INSURANCE (GUERNSEY) LIMITED他子会社2社は決算日が12月31日であり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法
時価法

ハ. デリバティブ

ニ. 運用目的の金銭の信託

時価法

ホ. たな卸資産

主として移動平均法による原価法
連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

航空機

主として定額法

なお、耐用年数は主として国内線機材17年、国際線機材20年です。

建物

主として定額法

なお、耐用年数は主として3~50年です。

その他

主として定率法

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

- (5年)に基づく定額法を採用しています。
- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- ③ 繰延資産の処理方法
- イ. 株式交付費
3年間にわたり定額法により償却しています。
- ロ. 社債発行費
社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。
- ハ. 開業費
5年間で每期均等額以上を償却しています。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金
従業員への賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。
- ハ. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しています。
- 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。
- (追加情報)
連結子会社1社は、厚生年金基金の代行部分について、平成23年1月

1日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けました。

ニ. 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員及び執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

ホ. 独禁法関連引当金 韓国公正取引委員会は当社に対し、貨物に関して韓国公正取引法違反の疑いがあるとして平成21年10月29日に「審査報告書 (Examiner's Report)」を发出了しました。

その後、当社は平成22年11月30日に、課徴金支払いを命ずる議決書を受領しましたが、処分の取消しを求め、ソウル高等法院へ提訴しています。

これらに関し将来発生する可能性のある損失について現段階での見積額を独禁法関連引当金として計上しています。

なお、状況の進展に伴い見積額は変動することがあります。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準

- ・その他の工事

工事完成基準

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によっています。

さらに、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び

商品オプション取引)

ヘッジ対象…相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの

ハ. ヘッジ方針

当社及び連結子会社は取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、通貨、金利及び商品（航空燃料）の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

⑦ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生年度から5年間で均等償却しています。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ロ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は連結納税制度を適用しています。

(5) 会計方針の変更

① 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ28百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は2,102百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,980百万円です。

② 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しています。

(6) 表示方法の変更

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しています。

(7) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しています。これに伴い、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における表示が「評価・換算差額等」から「その他の包括利益累計額」に変更されています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

航空機(予備部品を含む)	678,034百万円
建物・土地等	41,596百万円
計	719,630百万円

上記の物件は、長期借入金407,786百万円の担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 941,239百万円

(3) 債務保証等

債務保証 814百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

収益性及び時価が著しく低下した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(315百万円)に計上しています。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	千株 2,524,959	千株 —	千株 —	千株 2,524,959

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	千株 18,528	千株 1,026	千株 3,651	千株 15,903

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加1,026千株は、単元未満株式の買取り188千株及び当連結会計年度に関係会社が購入した当社株式1千株及び新規に持分法適用の範囲に含めた関係会社が保有している当社株式836千株を加算したものです。

2. 自己株式(普通株式)の減少3,651千株は、単元未満株主からの買増請求による48千株及び当連結会計年度に従業員持株会信託口が売却した当社株式3,603千株を加算したものです。

3. 自己株式(普通株式)については、当連結会計年度末に従業員持株会信託口が所有する当社株式10,233千株を含めて記載しています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月20日開催の第66回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しています。

・ 配当金の総額	5,018百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	2円
・ 基準日	平成23年3月31日
・ 効力発生日	平成23年6月21日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び関係会社に対する配当金22百万円を含めていません。これは従業員持株会信託口及び関係会社が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、グループ各社の社内規程等に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。

借入金の用途は設備投資資金であり、また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	36,956	36,956	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	95,756	95,756	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	201,890	198,582	△3,308
(4) 支払手形及び営業未払金	(160,755)	(160,755)	—
(5) 短期借入金	(166)	(166)	—
(6) 社債	(115,000)	(120,128)	△5,128
(7) 長期借入金	(780,197)	(803,277)	△23,080
(8) デリバティブ取引	8,357	8,357	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としています。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(7)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額23,063百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	207円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円29銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法によ
り算定

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法

② 運用目的の金銭の信託

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 航空機予備部品・整備用消耗品

移動平均法による原価法

② その他

主として先入先出法による原価法
貸借対照表価額は収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

航空機

定額法

なお、耐用年数は主として国内線機
材17年、国際線機材20年です。

建物

定額法

なお、耐用年数は3～50年です。

その他

定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつ
いては、社内における利用可能期間
（5年）に基づく定額法を採用して
います。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (5) 繰延資産の処理方法
- ① 株式交付費
3年間にわたり定額法により償却しています。
- ② 社債発行費
社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。
- (6) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金
従業員賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しています。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 独禁法関連引当金
韓国公正取引委員会は当社に対し、貨物に関して韓国公正取引法違反の疑いがあるとして平成21年10月29日に「審査報告書 (Examiner's

Report) 」を發出しました。

その後、当社は平成22年11月30日に、課徴金支払いを命ずる議決書を受領しましたが、処分の取消しを求め、ソウル高等法院へ提訴しています。

これらに関し将来発生する可能性がある損失について現段階での見積額を独禁法関連引当金として計上しています。

なお、状況の進展に伴い見積額は変動することがあります。

(7) 収益及び費用の計上基準

- ① 営業収入のうち国内線定期旅客収入及び国際線定期旅客収入の計上は、原則として搭乗基準によっています。
- ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準
 - ・その他の工事 工事完成基準

(8) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によっています。
さらに、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引
(主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引)

ヘッジ対象…相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「ヘッジ取引に係わるリスク管理規程」及び「ヘッジ取引に係わるリスク管理取扱要領」に基づき、通貨、金利及び商品（航空燃料）の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(9) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しています。

(10) 会計方針の変更

① 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ33百万円増加しており、税引前当期純利益は2,068百万円減少しています。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,922百万円です。

② 企業結合に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等

会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）を適用しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

航空機予備部品（流動資産）	44,823百万円
建物	41,485百万円
航空機	633,210百万円
計	719,519百万円

上記の物件は、長期借入金407,773百万円の担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 895,368百万円

(3) 債務保証等

債務保証	102百万円
------	--------

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	15,526百万円
② 短期金銭債務	81,175百万円
③ 長期金銭債権	7,906百万円
④ 長期金銭債務	11百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	111,059百万円
② 仕入高	241,897百万円
③ 営業取引以外の取引高	3,906百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	千株 18,354	千株 188	千株 3,651	千株 14,890

(注) 1. 自己株式の増加188千株は単元未満株式の買取り188千株を加算したものです。

2. 自己株式の減少3,651千株は単元未満株主からの買増請求による48千株及び当事業年度に従業員持株会信託口が売却した当社株式3,603千株を加算したものです。

3. 自己株式については、当事業年度末に従業員持株会信託口が所有する当社株式10,233千株を含めて記載しています。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	57,168百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	38,252百万円
繰延ヘッジ損失	13,850百万円
未払販売経費概算計上額	7,685百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	6,637百万円
その他有価証券減損額	2,040百万円
資産除去債務	1,017百万円
その他	9,039百万円
繰延税金資産小計	135,692百万円
評価性引当額	△6,013百万円
繰延税金資産合計	129,679百万円

繰延税金負債

繰延ヘッジ利益	△17,207百万円
特別償却準備金	△4,987百万円
その他有価証券評価差額金	△1,105百万円
その他	△807百万円
繰延税金負債合計	△24,107百万円
繰延税金資産の純額	105,572百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.16 %
(調整)	
交際費等損金不算入額	1.36 %
住民税均等割額	0.28 %
独禁法関連損金不算入額	7.64 %
受取配当等益金不算入額	△3.29 %
評価性引当額の増減	△19.36 %
その他	△0.46 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.33 %

6. リース取引に関する注記

- (1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

- ① リース資産の内容

有形固定資産

主として航空機、空港作業車、ホストコンピューター及びその周辺機器

- ② リース資産の減価償却方法

「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

- (3) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	28,976百万円
1年超	138,719百万円
合計	167,695百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	948百万円
1年超	1,396百万円
合計	2,345百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 193円93銭
(2) 1株当たり当期純利益 9円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上